

国外転出時課税の創設

1. 富裕層への課税・監視強化

前回は富裕層への監視強化の新制度である財産債務調書制度について取り上げました。今回は引き続き、富裕層に対する課税強化策といわれる「国外転出時課税」についてご説明します。

2. 国外転出時課税の概要

「国外転出時課税」は、居住者が日本から出国することによる租税回避を防止する目的で平成27年度税制改正により導入されました。本制度は、1億円以上の対象資産を有する居住者が、次の①～③に該当した場合に、その対象資産を譲渡等したものとみなして、その含み益に対して所得税が課税される制度です。具体的な適用関係については図表1をご覧ください。

- ① 居住者が国外に転出した場合
- ② 居住者が非居住者に贈与した場合
- ③ 居住者が亡くなり非居住者が相続した場合

留意すべきは、課税のタイミングが国外転出のときだけでなく、「贈与・相続」のときも含み、適用の局面が広い点にあります。

3. 納税と納税猶予

本制度は、左記のとおり未実現のキャピタルゲインに対して課税されるため、納税資金が不足することが想定されます。そのため一定の条件のもとで納税猶予制度が設けられています。納税猶予を受けるための主な要件は、(1)納税管理人を設定すること、(2)担保を提供することの2点です。国外転出後等の具体的な流れについては図表2をご確認ください。5年以内に帰国をした場合等には課税の取消しが可能となります。

4. 国外転出時課税の留意点

本制度の対象となる有価証券等には非上場の株式も含まれます。非上場会社の株主が国外に移住する、または相続人が非居住者である非上場会社の株主に相続が発生すると、思わぬ課税が生じる可能性があります。自社株式の評価額が1億円以上となるのか、その他保有する有価証券等の評価額はいくらかののか。

今後、企業オーナーにとって自社株式の株価の把握はいままで以上に重要な作業になります。定期的に自社株式の株価を算定することは、本制度による思わぬ課税を回避することのみならず、将来の事業承継にも資することになるでしょう。

(提供:朝日税理士法人)

(図表1) 出国時課税の概要

対象者	国外転出時において、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する居住者 (1)所有等している対象資産の価額等の合計額が1億円以上であること (2)国外転出をする日前10年以内において国内に5年超住所又は居所を有していること ※贈与・相続の場合は「国外転出時」とあるのを「贈与時」「相続開始の時」と読み替えてください。
対象資産	有価証券等・未決済信用取引等・未決済デリバティブ取引 ※有価証券等には匿名組合契約の出資持分を含みます。
税率	含み益に対して15.315% (復興特別所得税を含む) ※現行法上、個人住民税は課税されません。
適用時期	平成27年7月1日以後の国外転出・贈与・相続

(図表2) 国外転出時課税制度の納付について

国外転出時の選択 (※1)	5年 (※2) 以内の適用資産の譲渡の有無	5年 (※2) 以内の取消し事由なる帰国などの有無	譲渡価額等の下落の有無	課税の有無
納税猶予	なし	あり	—	課税の取消し (更正の請求)
		なし	なし	猶予税額を納付
	あり	—	あり	所得金額を減額して納付 (更正の請求)
		なし	なし	猶予税額を納付
納付	なし	あり	—	課税の取消し (更正の請求)
		なし	—	課税の取消し不可
	あり	—	—	

※1 納税管理人の届出がない場合は納付のみとなります。

※2 納税猶予期間を延長している場合は10年となります。

(注) 国外転出 (贈与) 時課税の対象となる贈与者が、納税猶予の特例の適用を受ける場合は、納税管理人の届出は必要ありません。ただし、その贈与者が納税猶予期間中に国外転出する場合は、国外転出時までに納税管理人の届出をする必要があります。

(出典:国税庁資料を加工)

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、暗示にかかわらず内容の正確性、あるいは完全性については保証するものではありません。また、発行日現在の法令・関係規制等をもとに作成しておりますので、その後の改正等にご注意ください。なお、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。

いっしょに、明日のこと。
Share the Future



SMBC日興証券

金融商品取引法第 37 条(広告等の規制)にかかる留意事項

本資料は、法制度/税務、自社株評価、相続/事業承継、株主対策/資本政策、オフリング、M&A/IPO、年金/保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、及びその効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。記載の内容に従って、お客様が実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客様のご負担となります。なお、SMBC日興証券株式会社(以下「弊社」といいます。)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。例えば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く。)の場合は約定代金に対して最大 1.242%(ただし、最低手数料 5,400 円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大 4.32%の申込手数料、最大 4.5%の換金手数料又は信託財産留保額、間接的費用として、最大年率 5.61%の信託報酬(又は運用管理費用)及びその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、又は異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて弊社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率又は金額を記載しております。

本資料は、弊社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もございます。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものに過ぎないため、お客様を取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。このため、本資料に記載の内容に従って、お客様が実際に取引をされた場合や実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもございます。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等及び有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む。)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、又は元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。なお、信用取引又はデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます。)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金又は証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます。)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格又は指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。また、店頭デリバティブ取引については、弊社が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等及びリスク等は商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書又はお客様向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは弊社各部店までお願いいたします。また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、及びお客様の個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等：SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

(2014年12月1日現在)

いっしょに、明日のこと。
Share the Future



SMBC日興証券